

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(休職の期間)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。</p> <p><u>2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」と、「3年に満たない場合」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期に満たない場合」とする。</u></p> <p><u>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</u></p> <p><u>4 第2条第1項の規定による場合における休職の期間は、人事委員会規則の定めるところによる。</u></p> <p>(復職)</p> <p>第6条 第4条第1項<u>(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>及び第4項に規定する休職期間中であっても、その理由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>[同左]</p> <p>第4条 [同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>2</u> [同左]</p> <p><u>3</u> [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>第6条 第4条第1項及び第3項に規定する休職期間中であっても、その理由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。